

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）



質問項目：

【環境清掃費】

1. 環境美化
 - 予算不要額の理由
 - みなとたばこルール巡回指導の実績及び効果
 - 過料など罰則を設ける必要

【民生費】

1. 高齢者を孤立させない取り組み

【衛生費】

1. 予防接種健康被害救済制度
2. コロナワクチン接種の総括
3. 高齢者聴力検診
4. 任意予防接種助成事業の考え方

【産業経済費】

1. 商店街支援
2. プレミアム付き区内共通商品券
3. 消費喚起事業

【土木費】

1. 麻布地区駐輪場整備
2. テナントビルごみ集積所

【教育費】

1. 学校建て替え
2. 国際理解
3. 修学旅行
4. スポーツを見る体制の支援

* 決算特別委員会とは、前年度決算について審議するために設置された特別委員会のことで、決算案について担当課長に質問します。

【環境清掃費】

<環境美化について>

Q: みなとたばこルール推進に取られた予算のうち、支出決算額が約4億8,000万円、不用額がその約1/10。不用額が多くみられるがその理由は。

A: 環境課長

令和4年度のみなとタバコルール推進における不用額は48,650,337円。主な内訳は需用費694,000円、委託料16,911,000円、負担金、補助及び交付金30,985,000円。委託料は屋外密閉型喫煙場所の維持管理経費を1年間分計上していたが、開設時期が年度途中になったことから、執行残となった。補助金は屋内設置費等助成制度の予算を計上していたが、申請数が当初予定数を下回ったため、執行残となった。



Q: みなとたばこルールによる巡回指導の実績、及び効果をどのように考えているか。

A: 環境課長

今年の7月では路上喫煙の指導が5,215件、はみ出し喫煙の指導が630件、ポイ捨て吸い殻の回収は約157,000本等の実績。また、指定喫煙場所の利用定員を守っていただくため、定員がオーバーする場合は、利用者が並んで待つ習慣を着けていただいた実績。また、各総合支所協働推進課と巡回指導員を交え巡回指導を強化すべき場所の選定や、区民からの依頼に応じた巡回指導を実施していることから、区民からも感謝の言葉をいただいている。このことから、巡回指導により喫煙マナーの向上に繋がっていると考えている。

Q: 路上喫煙やごみのポイ捨て、犬のフン放置など、マナー啓発やパトロールでは限界がある。港区では特に来街者による行為が多く目立つことから、啓発は届きにくい。過料など罰則を設けることも必要ではないか。

A： 環境課長

罰則で人を縛るのではなく、たばこを吸う人一人ひとりが大人としてのマナーを守り、配慮し合う姿を目指し、これまで地域の皆さまの協力もいただきながら取組を進めてきた。また、本年10月末からは新たに区内主要駅において、国内外からの来街者にも区の環境美化ルールやマナーを守っていただくため、分かりやすく周知・啓発を行う「環境美化啓発事業」を開始する予定。現時点では、過料を設けることは予定していないが、今後先行自治体における喫煙環境の改善に向けた啓発方法や指導・過料等を規定した条例の効果等を調査し、様々な手法を参考にしながら区民からも一層満足いただけるよう取り組む。

【民生費】

<高齢者を孤立させない取り組みについて>

Q： 麻布地区では現在麻布いきいきプラザを除いた4箇所で「ちょこっと立ち寄りカフェ」が開催。高齢者の誰もが気軽に立ち寄ることができて、地域交流の場を提供するという事業だが、麻布いきいきプラザは唯一この事業が行われていない場所。これまでの麻布管内での利用人数や見えている課題、これからの展開をどのように考えているのか。



A： 麻布地区総合支所区民課長

西麻布いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、ありすいきいきプラザ、南麻布いきいきプラザにおいて平日に年間40回開催。昨年度の利用者数は602人。利用者からは外出の機会や仲間づくりの場になっており、いきいきプラザで行われている事業にも参加するようになったという声がある一方、プログラムや参加者の固定化、男性の参加者が少ないことが課題。今後、新規の利用者の参加や現在の利用者の継続につながるよう、事業の一層の周知を図るとともに、地域にお住いの高齢者が楽しみ、ふれあい、いきがいを感じられる魅力的なプログラムや開催日や開催場所の見直しなどについて検討する。

【衛生費】

<予防接種健康被害救済制度について>

Q： 港区において、予防接種健康被害救済制度をどのようにお知らせしているのか。

A： 保険予防課長

予防接種健康被害救済制度については、個々の接種対象者へ送付する予診票にあわせて、制度について記載してあるリーフレットを同封するとともに、区ホームページでも広く周知。医療機関から副反応疑いの報告があった場合は、職員が当事者に症状等を丁寧に聞き取り、必要に応じて、予防接種健康被害救済制度についての説明や、申請に必要な手続き等についてのご案内をお渡しするなど、丁寧な対応に努めている。予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生もあることから、今後も、様々な媒体を活用して、予防接種健康被害救済制度についての情報提供に取り組む。

<新型コロナワクチン接種総括について>

Q： これまで港区が行ってきたコロナワクチン接種の取り組みの総括を。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

令和3年5月から港区医師会及び港区薬剤師会協力の元、集団接種開始し、最大13か所の集団接種会場を各地区総合支所を始めとした全庁体制で運営することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区民へのワクチン接種に最優先に取り組んできた。若年層の接種率向上のため文京区や新宿区などと協力した東京ドームを会場とした接種や、初めて予約なし接種を試みた品川区と協力した港区スポーツセンターでの接種、第7波に合わせ東京都と実施した新橋S L広場での臨時接種など他自治体と連携した接種も実施。働き盛り世代の接種促進のため、東京グランドホテルにおいて夜12時まで接種が受けられるミッドナイト接種を実施するとともに、港区を含むエリア全体での接種率向上に向け、区民に限定しない誰でも接種を実施するなど、区の集団接種会場においてさまざまな取組を実施し接種率の向上に努めてきた。

Q： 来年度以降は有料化や対象者の変更などが考えられるかもしれない中、先を見据えた体制整備を今からどう根付かせていくか。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種の詳細は決まっていないが、インフルエンザワクチンなどと同様、クリニックや病院での個別接種による実施になると考えている。そのため、令和5年秋開始接種においては集団接種会場の開設は必要最小限に抑えるとともに、港区医師会の協力を得て個別接種中心の接種体制を構築することで、来年度以降を見据えた体制整備に努める。

<高齢者聴力検診について>

Q： 以前から必要性を何度か指摘している高齢者補聴器購入費助成制度との連動に向けた聴力検査体制の検討の進捗は。

A： 健康推進課長

令和2年度から耳鼻科専門医などとの定期的な勉強会を開催し、難聴と認知症との関連、医療機関における聴力検査の実態など、様々な角度から議論している。今年度からは、新たに認知症疾患医療センターの専門医や港区医師会が参画する検討会を設置し、これまで7月と8月の2回、開催。検討会では、聴力検査を受けて加齢性難聴と診断された方が、補聴器装着に円滑につながる流れの検討をはじめ、適切な検診時期や間隔、検診実施医療機関の確保といった課題など、早期の事業実施に向けて、専門的見地を踏まえて、より具体的な事項を検討していく。

<任意予防接種助成の考え方について>

Q： 昨年度、港区では任意の予防接種事業の助成の考え方を整理した。どのような目的で検討され、助成の考え方を定めたのか改めて伺う。整理した考え方に基かず、変に独自色をつけることが自治体のやるべきことだと勘違いに繋げないようにしていただきたい。



A： 保健予防課長

任意予防接種に関して、助成に関する考え方や方向性に曖昧な点があったため、昨年度、基本的な考え方を整理している。まず、安全性という観点から、薬事承認されたワクチンであること。次に、定期予防接種の指定の可否が厚生科学審議会で検討されており、安全性、有効性についても確認されていること。さらに、QOLの向上や、経済的な負担の軽減につながる事としており、このような点が揃ったワクチンについては、助成を検討している。

【産業経済費】

<商店街支援について>

Q： 感染症拡大防止に努めたここ数年だったが、安全・安心のためにも熱中症対策も今後不可欠と思われるが、何か支援をすることはできないか。

A： 産業振興課長

イベント主催者である各商店会では、来場者に対して「水分補給の呼び掛け」や「飲料水やうちわの配布」、「大型扇風機の配置」などの熱中症対策を講じていましたが、現在のイベント補助制度は、出店者向けの対策に要した費用については補助対象外。この猛暑を受け、区としても日中の暑い時間帯から実施する一部のイベントに対しては、スタッフ向けの飲料水を配布するなど支援を行ったが、今後はより安全・安心な環境下で商店街イベントが実施できるよう、運営側の熱中症対策も重要な課題として対策を検討する。

Q： SNSなどを駆使して上手に宣伝できるか否かが今の時代の集客を分ける。しかし商店街店舗の中にはそうしたことが得意ではないところもあり、新たな客層を取り込んでいけるような効果的な発信の支援をいただきたい。

A： 産業振興課長

商店会関係者からも、SNSを発信ツールとして上手く活用している店舗は非常に混雑しており、外国人観光客などもその発信を見て店舗に訪来しているように聞いている。一方、集客が伸びていない店舗の要因の一つには、店舗の魅力を伝えきれていないことがある。現在作品を募集している「港区商店街動画・写真コンテスト」の優秀作品の活用、港区商

店街連合会 SNS 発信の強化、広告宣伝活動費支援事業補助金や「営業力・PR 力強化セミナー」での SNS の活用講座など様々な施策で商店街各店舗の情報発信を支援していく。

<プレミアム付き区内共通商品券について>

Q： 電子商品券の認知度も徐々に高まってきて、初めて電子商品券が完売することに繋がった。今後の展望・課題・解決に向けた取り組みは。

A： 産業振興課長

令和 5 年 8 月発行分では初めて電子商品券の申し込み人数が紙商品券を上回り、着実に電子商品券が区民や在勤者に浸透してきた。電子商品券と紙商品券での取扱店舗数の差は徐々に埋まってきており、近いうちにほぼ同等となると見込んでいる。今後は、電子商品券の取扱店舗数の更なる増加に取り組むとともに、システムの改善や利用者へのプッシュ型による商店街情報の積極的な発信、贈答用での活用等について港区商店街連合会とともに検討を進めていく。

<消費喚起事業について>

Q： 昨年度実施したポイント還元キャンペーンの実績は。

A： 産業振興課長

令和 4 年度にポイント還元率 20%で実施した「みな得ポイント還元キャンペーン」は対象店舗での決済額は約 88 億 9 千万円、ポイント還元額は約 15 億 6 千万円に上るなど非常に大きな効果。対象店舗、消費者の双方から感謝の声が寄せられた。

Q： 今年度のキャンペーンで、商店街会員店舗とそれ以外の店舗でポイント還元率に差を設けた狙いと、見込まれる効果を伺う。

A： 産業振興課長

商店会加盟店舗では 30%、その他の店舗では 20%還元の実施を予定。還元率に差をつけることで商店会加盟店舗での確実な消費創出に繋げ、商店会加盟のメリットの 1 つとし、商店会加盟店舗数の維持、加盟店舗の新規獲得に繋げる。

【土木費】

<麻布地区駐輪場整備について>

Q： 一の橋公園が本年 4 月、地下機械式駐輪場が 7 月に開設。10 数年の間、麻布通りは公園内駐輪場が完成するまでの「暫定」として近隣区民に利用されており、今撤去が始まってとても不便に感じている方も多。麻布通りは都道であることから、以前より継続した利用要請を東京都にお願いしていたが、暫定駐輪場撤去についてこれまでどのような意見が区に届いており、どのような対応が取れそうか。

A： 麻布地区総合支所まちづくり課長

暫定駐輪場の撤去にあたり、利用者から広聴メールや電話で継続の要望を 8 件、麻布通りの放置自転車取り締まりの意見が 11 件。今後、新たに開設した一の橋公園駐輪場の利用状況や周辺のほうちじてんしゃの状況も踏まえ、暫定駐輪場の取り扱いについて東京都に相談する。

<テナントビルのごみ集積所について>

Q： 港区では单身向け集合住宅に廃棄物一時保管施設の設置を求める条例がある。環境美化のためにも、この条例を新規建築のテナントビルにも適応していただきたい。

A： 建築課長

建築物におけるごみ処理について、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことがあるため、中高層建築物等を建築する際にはその対策について、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、建築主が建築計画の概要とともに周知することを求めている。住民から相談が寄せられた際には建築主等に連絡をとり、地域の方々の不安の解消に努めるよう、対応策を検討するなど指導している。なお、「港区单身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例」については、良質な单身者向け共同住宅等の整備を促すことを目的としており、その趣旨からテナントビルは対象としていない。今後も新規建設のテナントビルについては建築主等に対して、住民の立場に立った丁寧な説明を行うことで、地域の理解を得られるよう関係各課と十分な連携を図り、指導する。

【教育費】

<学校建て替えについて>

Q： 港区公共施設マネジメント計画において、区有施設の長寿命化を前提として施設の維持管理を行う計画が制定されているが、学校施設はこの対応から外して考えるべきではないか。教育環境を可能な限り改善することで教育の質を高めることが求められている。老朽化した区立学校の建替え計画をどのように、長寿命化を図ることなく、建て替えることの必要性と全体的なメリットをどのように考えているか伺う。

A： 学校施設担当課長

学校施設の長寿命化を図る際には、建物が竣工から80年以上使用し続けられることを前提としつつ、学びのスタイルの変容への対応や、バリアフリーや環境性能の向上等の機能面の向上を図っていく必要がある。新たな土地取得が難しい都心・港区の状況を踏まえ、児童・生徒数の増加や、学校施設の開放利用等の地域需要に対して、適切な大きさを確保したグラウンドの確保等、改築することでより土地の合理的な活用が図れるかについても検討を行っている。今後も各学校の状況を踏まえ、改築することの利点や費用対効果を検証するとともに、学校施設が地域コミュニティや地域防災の拠点としての役割を果たし、今後の人口増加や人口構成の変化、社会的要請に対応し、長期間にわたり活用し続けることが可能な施設整備を行う。

<国際理解教育について>

Q： 港区が考える国際理解とは何か、また教育から得られる国際理解はどのようなものか、期待している教育効果は何か。

A： 教育指導担当課長

国際協調の精神と国際コミュニケーション能力を備えた世界の中で活躍できる真の国際人を育成すること、我が国の文化や伝統を理解して日本人としての誇りをもつこと、異なる文化に触れ、自国文化との違いを認め、尊重する態度を培うことを国際理解であると認識し、国際理解教育を推進している。グローバル化の進む国際社会で活躍できる国際人を育成することにこそあると考えているところ。今年度中学校3年生を対象に実施した英語の全国学力・学習状況調査の結果では、全国や都を大きく上回る結果を残すなどの成果があった。本調査の意識調査においても、将来英語を使うような生活をしたり職業に就いた

りしたい生徒は56.5%おり、全国より約20ポイント程度上回る結果となっていることから、区における国際人の育成に向けた効果は着実にあがってきていると認識している。

Q： 区内リソースを活用した国際理解教育は。

A： 教区指導担当課長

大使館が多く立地する区の特性を生かし、大使館と連携した学習を実施。大使館関係者から文化や芸術に関する講話、児童・生徒が日本文化を発信したりする取組を実施。以前区内に位置していたテンプル大学との協定の中で、「英語オンリー」の環境を体験できる「国内留学プログラム」、さまざまな民族衣装や食文化等に触れる「異文化体験授業」を実施してきた。コロナ禍では、こうした直接体験の機会が少なくなっていたものの、感染症法上の観点で5類移行になった現在において以前のように区の特性を生かした国際理解教育の取組を各学校で更に充実させていけるよう教育委員会として学校を支援していく。

Q： 平成19年度から実施されている区立小中学生海外派遣事業で、どのような国際理解力の向上に繋がっているのか検証されているか。

A： 教育指導担当課長

今年度の小中学生の海外派遣団からは、「ジェスチャーで意思を伝えることができた」「英語が話せなくても心は通じあう」「将来、留学してみたい」「自分の英語に自信がついた」「英語を学ぶ意欲が高まった」という声が子どもたちから実際に上がった。コロナ禍明けで初めての海外派遣事業でしたが、実施後のアンケートでは、「海外派遣のホームステイ等の経験をして、コミュニケーション力が高まったと思うか」との5段階の自己評価に対して、小中学生ともに4.7ポイントと高い成果が上がっている。

<修学旅行について>

Q： これまでの国内修学旅行実施の際、どのようなスケジュールで事前学習を行ってきたか。

A： 教育指導担当課長

各学校の中学校3年生で実施してきた修学旅行は、目的やねらいに応じて計画的な事前学習を進めてきた。学校によりその方法は異なるが、一例をあげると中学校3年生で京都・奈良に行く場合、2年生では浅草を行先として生徒だけでグループ行動の経験をするなどの事前学習を行ってきた。

Q： 昨年度の修学旅行欠席人数をどのように捉えているか。いわゆる「自己都合」で修学旅行を断念した生徒に対し、区はその決断に至るまでどのように手を差し伸べ、対応してきたか。

A： 教育指導担当課長

昨年度の修学旅行の欠席人数は、修学旅行実施時の在籍者が731名のところ62名でした。学校からのヒアリングでは、修学旅行不参加の理由の多くは不登校を理由とするものだったが、10名程度は自己都合という理由で不参加となった生徒がいる。自己都合の内容は、身体的に配慮が必要な場合や特別の支援を要する生徒で健康面に不安があるなどの理由で不参加となっているが、いずれの場合も教員が保護者に寄り添って事由を聞き取った上で、学校で代替の授業を実施するなどの対応をしている。今後も丁寧に対応する。

Q： 事業者選定プロポーザルを実施する際に競争原理が働くように、より多くの複数社からの応募が好ましい。

A： 教育指導課長

教育委員会事務局では、旅行事業者1者だけでなく複数者に対して、事業実施に向けた見積もりの打診を現在している。見積もりを提出した複数の事業者にもプロポーザルへの参加を促すことはもとより、見積もりの提示を受けていない事業者にも広く参加を呼びかけ、競争原理が働く中で事業候補者選考委員会の選考委員の公正な評価により、本事業の受託事業者を選考する予定。

<スポーツを見る姿勢の支援について>

Q： たくさんの方を巻き込んでのスポーツ観戦支援をどのように考え、特にラグビーワールドカップパブリックビューイングのスタイルを前回と大きく異なるやり方にしたのか。前回は素晴らしかったために差がありがっかりしている。これまでの検討経緯と判断は。

A： 生涯学習スポーツ振興課長

4年前のラグビーワールドカップでは初の国内開催ということもあり、東京商工会議所港支部等と連携し、実行委員会を立ち上げ、民間商業施設の屋外で、パブリックビューイングを実施し、多くの人にご参加いただいた。その後は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施してきませんでした。本年5月に感染症法上の5類に移行されたことを受け、「ラグビーワールドカップ2023」については、港区と日本ラグビーフットボール協会との協定に基づき、ラグビーの普及と気運醸成のため、パブリックビューイングを実施することとした。開催地のフランスとの時差や暑い時期の開催に考慮し、会場を空調設備があるスポーツセンターとして、日本時間で20時開始の予選2試合のほか、日本代表が決勝リーグに進んだ場合は、開始時間に関わらず、パブリックビューイングを実施する。パブリックビューイングを実施する飲食店に対して、応援用フラッグを配布し、ともに大会を盛り上げていただいている。引き続き、様々な形でスポーツを観戦する機会を提供し、これまでスポーツに関心のなかった区民の方にも「みる」スポーツの楽しさを伝えられるよう、取り組む。

以上